

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和7年度第2回松阪市男女共同参画審議会
2. 開催日時	令和7年11月13日（木）午後1時30分～3時35分
3. 開催場所	松阪市殿町1563番地 松阪市福祉会館 3階 大会議室
4. 出席者氏名	<p>【委員】</p> <p>久保会長、石橋委員、市野委員、植村委員、柴田委員 鈴木委員、西浦委員、前川委員、前田委員、溝口委員</p> <p>【事務局】</p> <p>環境生活部長（武田） 人権・多様性社会課課長（大川） 人権・多様性社会課主幹（山本） 人権・多様性社会課（堀口） 人権・多様性社会課会計年度任用職員（長岡）</p>
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	なし
7. 担当	松阪市環境生活部 人権・多様性社会課 山本 電話：0598-53-4339 FAX：0598-26-4035 e-mail：jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp

議事

1. 松阪市男女共同参画審議会会長、副会長の選出について
2. 松阪市男女共同参画プラン（中間案）について
3. 令和6年度松阪市男女共同参画プラン施策の取り組みについて
4. その他

議事録

別紙のとおり

令和 7 年度 第 2 回松阪市男女共同参画審議会議事録

・日 時:令和 7 年 11 月 13 日(木)13:30~15:35

・場 所: 松阪市福祉会館 3 階 大会議室

・出席者:○委 員 久保会長、石橋委員、市野委員、植村委員、柴田委員、
鈴木委員、西浦委員、前川委員、前田委員、溝口委員
【欠席:松本副会長、土井委員、中川委員、日口委員】

○事務局 環境生活部 武田部長、人権・多様性社会課 大川課長
人権・多様性社会課 山本、堀口、長岡

○傍聴者 なし

事務局:こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから令和 7 年度松阪市男女共同参画審議会を始めさせていただきます。

はじめに、本日、開催させていただくにあたりまして、ご案内の方が大変遅れましたことに対してお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それにもかかわらず、皆様には日程等を調整いただきましたうえ、ご出席をいただき誠にありがとうございました。

なお、本日ですが、土井委員、中川委員、日口委員からご欠席の、また植村委員、前田委員からは遅れるという旨の連絡をいただいております。

本日、現在 8 名の委員にお集まりをいただいており、審議会規則第 5 条、半数以上の出席をいただいておりますことから、審議会の開催が成立していることをご報告させていただきます。

新しく審議会委員にお世話になられます方につきましては、この緑色の冊子、現在の松阪市のプランの中で審議会規則等も載せてございますので、またご覧いただければと思っております。
なお、審議に入りますまで進行役を務めさせていただきます、私、人権・多様性社会課山本と申します。よろしくお願ひいたします。

松阪市男女共同参画審議会では、審議会規則第 3 条によりまして、男女共同参画基本計画及び男女共同参画の施策についてご審議いただくことになっております。

皆様には、松阪市男女共同参画審議会委員として、令和 7 年 9 月 2 日から令和 9 年 9 月 1 日の 2 年間を任期といたしまして、委嘱をさせていただくところでございます。

本来、委員お一人お一人に委嘱状を交付させていただくところではございますけれども、あらかじめ、お席の方に配布させていただいております。

ご了承くださいますようお願いを申し上げます。

それでは事項書に従いまして、進めさせていただきます。

開催にあたりまして、環境生活部長 武田の方からご挨拶を申し上げます。

部長：皆さん、改めましてこんにちは。環境生活部長の武田と申します。

本日は松阪市男女共同参画審議会開催に当たりまして、委員の皆様にはご多用の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

なお、本日委嘱させていただきました委員の皆様方におかれましては、ご快諾いただきましたこと改めてお礼申し上げます。

重ねて、日頃から松阪市行政にご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、来年度の男女共同参画プラン改定に当たりまして、第1回審議会でご協議をいただき調整を行ったものにつきまして、再度、ご審議をお願いさせていただきます。

また、男女共同参画プランの取り組みにつきまして、令和6年度、松阪市が実施いたしました施策のうち、抽出した施策の評価、提言をお願いさせていただきます。

男女共同参画に関する事業におきましては、市民、事業者、地域への啓発活動を進め、皆様と共同で事業の浸透を図り、男女共同参画意識の普及に努めて参りたいと思っております。

改めまして、皆様のご協力をお願いいたしますとともに、本日のご審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

事務局：それでは、すいません、座ったまま失礼をさせていただきたいと思います。

はじめに、本日お配りをさせていただいております資料のご確認をお願いいたします。

まず事項書、続きまして審議会委員名簿、続いて右上に資料1とございます前回審議会からの修正点について、続いて右上資料2事前質問・回答一覧、こちらは、改定を予定しておりますプラン中間案に関するものでございます。ホッチキス綴りになっております。

次に、右上資料3とあります事前質問・回答一覧、こちらは令和6年度における施策の取組・実績に関するものでございます。次に令和6年度評価検証抽出施策一覧でございます。

また、事前に送付させていただいております資料といたしまして、男女共同参画プランでございます。下が10月案となっておりますもの。続いて、A4横版のものになりますが、令和6年度松阪市男女共同参画プラン施策取組・実績となってございます。

資料は揃っておりますでしょうか。

事前にお送りさせていただいております分も、お持ちいただいておりますでしょうか。

何かございましたら、手を挙げるなり、お教えいただきますようお願いをいたします。

改めまして、事項書2といたしまして自己紹介と書かせていただいております。

新たに委嘱期間が始まりました審議会の開催となりますので、事項書の後に置かせていただいております。審議会委員名簿の順でお一人ずつ、簡単に自己紹介をお願いできますでしょうか。

委員 <順に、自己紹介>

事務局 <順に、自己紹介>

事務局：委員の皆様ありがとうございました。

次に、事項書3.議事(1)、会長、副会長の選出でございます。

審議会規則第4条では、会長及び副会長を選任していただき、会長は議長として議事を進めていただくことになっております。

委員による互選となっておりますところですが、まず、会長について、いかがさせていただきましょうか。

委員：事務局一任でいいんじゃないですか。

事務局：ありがとうございます。事務局一任のお声をいただきました。よろしかったでしょうか。

それではすみません、これまでのご経験等からも引き続き、会長といたしましては、元三重県男女共同参画推進委員の久保敦子様にお願いをしたいと存じます。皆様、よろしいでしょうか。

全員：拍手

事務局：ありがとうございます。

次に、副会長については、いかがいたしましょうか。

委員：同じでね、なりたい人がいなかったら、一任でよろしいでしょうかね。

委員：松本さん、みえますか。

委員：提案、提案。

事務局：審議会委員の皆様からのご提案で言っていただいておりますのが、こちらも前回までお世話になっております、松阪地区医師会の方から松本隆史先生をご提案いただいております。よろしかったでしょうか。

委員：はい。

事務局：ありがとうございます。

それでは、会長といたしまして、久保委員、副会長として松本委員の方にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

全員：拍手

事務局：それではすみません、お席のご移動をお願いいたします。

会長：すいません、皆様、改めましてこんにちは。

ちょっとね、事務局の方からということで大役いただきまして、久保でございます。

本当にね、前年度から引き続いての委員の方もみえますし、また新しく委員になられた方共々ね、2年間、何卒よろしくお願ひいたします。

では、進めさせていただきたいと思います。

先ほど事務局の方から資料等々のご説明いただいております。

事項書に従いまして、議事を進めさせていただきます。

3.議事の(2)松阪市男女共同参画プラン(中間案)についてですね、事務局の方からご説明よろしくお願ひいたします。

事務局：始めに男女共同参画プラン改正に関する説明、今回委員の方も改選になっておりますので、前回のことも踏まえまして、始めの方より説明させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

こちらの松阪市の男女共同参画プランにつきましては、平成11年に男女共同参画基本法が施行された後に、旧松阪市において、平成14年に男女共同参画プランを策定したものが初めてとなっております。

その後、いくつかの改定を経まして、現在は令和3年3月に策定いたしました、男女共同参画プランを運用しているところです。

そのプランというのが緑色の冊子になっておるというところです。

こちらの中を見ていきますと、このプランの計画期間が令和3年度から令和7年度までの

5年間となっておりますので、このプランを改定するという予定で準備を進めさせていただいているところです。

前回8月、審議会委員の皆様方に、条例に基づきまして審議会に対して、プランの改正について質問をさせていただいているところでございます。

こちら素案という形で、前回のプランをベースに原案を作らせていただき、内閣府の男女共同参画局によります計画の方向をもとに作成しているというところです。

大きくプランの改正させていただいたところが、令和3年以降の法改正として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」というのが施行されておりまして、後ろに条文を載せさせていただいておりますが、女性相談員の設置ということについて示されておるものです。

その関係で、様々な困難な問題を抱える女性への支援という形で、こども家庭センターによる施策等について相談体制の充実等を載せさせていただいたというところもあります。

また、多文化共生の関係、性の多様性に関する明記させていただいたところです。

また、今回、SDGsについても意識した取り組みという形で載せさせていただいていると、もともと、男女共同参画基本法に基づくものなのですが、その他にもDV防止法、女性活躍推進法、困難な女性支援法ということで、その内容についても、それに基づいた計画という形で、作らせていただくというところで、前回議論をさせていただいたところでございます。

今回、改めて説明をさせていただければと思いますが、前回の審議の内容も含めまして、資料1の方でちょっと修正点等について、ご意見をいただいた内容を踏まえまして、中間案という形で修正をさせていただき、ご提案をさせていただければというふうに考えております。

こちら、5ページにSDGsの関係を載せさせていただいているが、前回の質問の中で「ジェンダー平等のことについて、どういうふうに提案を」というご意見をいただいたところです。世界的にもジェンダー平等という言葉も使われているSDGsの関係があります。その関係も含めて、こちらについては特徴的に、重きを置く形の表記に変えさせていただければと思っております。

また、特に関連するSDGsの目標は、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」こちらをメインに書かせていただいて、以下のとおりという形になっております。

次に、29ページをお願いいたします。

こちらについても前回ご意見をいただいた中で、意識調査の結果で男性と女性の意見の相違で、主に女性の方が家事、育児、介護をしているという意識調査の結果があることについて、文面に記載したほうがいいのではないかというご意見もありましたので、29ページ本文の真ん中あたりに、「この傾向は女性の回答のほうが、『主として女性が担っている』という答えが高く出ています。」というような表記を入れさせていただいたところでございます。

あと、他の部分についても統計上のところがある部分もありましたので、検討はさせていただきましたが、このような表記を入れるところが思うほど見つかりませんでしたので、この部分に入れさせていただいたという次第です。

その後、35ページと43ページですが、施策の概要について担当課の見直しと、施策について業務と記載が違う部分もありましたので、修正をさせていただいたというところでございます。

次に、ページ数が書いてないのですが、47ページから48ページになります。

推進のための指標、このあたりについても見直しをさせていただいているところで、現状値、目標値につきまして、前回提案させていただいたものを修正させていただいております。

目標値が現状値より低いのはおかしな話というところもありましたので、目標を高めに設定する必要があるだろうということで、そのあたりを直させていただいております。

47 ページの真ん中あたり、市職員の女性管理職比率につきまして、現状値 35.9%で目標が 30.0%となっておりますが、この部分、この数値自体が、特定事業主行動計画という別の計画に基づいて掲載させていただいておりまして、この数字はそちらと連動し転記する必要がありますので、今のところ変えておりませんが、その計画に基づいて修正をする予定ですのでご了承いただければと思います。

先ほど申しました 54 ページの部分につきましては、お名前に誤りがありましたので修正させていただきます。申し訳ございません。

あとは、資料の見方のところでの修正という部分が大きくなるんですが、各施策の概要につきまして、事務局として番号を付けた方が見やすいということもありますので、各 21 ページの施策の概要に①、②というよう付けさせていただいております。

その他の関係で、誤字脱字、グラフの修正等、見にくいところがありましたのでその部分についても書き換えさせていただいております。

事務局の方でこの部分はちょっと修正が難しいと考えている部分があるのですが。男女共同参画プランを作ったときの変更点について、何かしら明記をする、アンダーラインを引く、アスタリスクを付ける等についてご意見をいただきました。このあたり、何かできることはないかと検討させていただきましたが、例えば、こども家庭センターの相談体制の充実について、新規事業と言つていいのかというような部分もあり、今回の中間案のところには、明記が難しいと判断をいたしました。

性の多様性とかについてだけでも付けるべきかとも考えさせていただいておりますが、今のところ、事務局の方でも判断が難しいというふうに考えておるところでございます。

また、資料 1 の裏面についての説明をさせていただきたいと思います。

39 ページ、男女共同参画を阻害する暴力への取り組みという表題がありますが、国の方でも、男女共同参画基本計画というのを策定しており、その中で、女性だけではなく、子ども、男性も含めてDVの被害は出てくるんではないかということも含めて、国の方がこのような「ジェンダーに基づくあらゆる暴力」という表現をしておるということもありますので、こちらの表現でのご提案をさせていただければと考えております。

以上、中間案の説明とさせていただきますが、引き続き、質問をいただいておりました表記等について、資料 2 の方で提案させていただきます。

38 ページ(5)多文化共生の実現や性の多様性を尊重する環境の整備という項目ですが、多文化共生と多様性はそれぞれに異なり、重要な項目であることから、2 つに分けるべきではないかというような質問となっております。

また、性の多様性LGBTQを使っておるんですが、ここについてはQ+(プラス)と変更しているのでないのかというご指摘をいただいております。

様々な困難を抱える方への支援として、複合的に困った方への施策として進めるということが

ありましたので 2 つの項目をまとめておりましたが、審議会の皆様のご意見を聞かせていただきまして、(5)につきまして(5)と(6)に分けさせていただくという提案をさせていただいております。そちらがこの資料 2 の 2 ページ目ということになります。

また、LGBTについてもお話をいただいた部分で審議にお諮りさせていただきたいのですが、LGBTQ+ (プラス)という表記にさせていただければと考えております。

ただ、こちら「LGBT理解増進法」という文言の表記について、国の方ではそもそも「LGBT理解増進法」は通称になっており、本来の名称はもっと長い文言になるんですが、一般的には「LGBT理解増進法」という表記を使われることが多く、通称名で呼ばれることが多いので、この表記はこのままにさせていただければと考えておるところでございます。

次に、資料 2 の 3 ページになります。

こちらにつきましては、42 ページの(3)DV防止に向けた教育・広報・啓発の充実に関しまして、外国籍の人のみならず、わかりやすい日本語の必要な人々は年齢や理解力によって多くの人が必要としているので、この辺りについての施策が必要なのではないかということになります。人権を含めてさせていただいている部分になりますが、②として施策の概要「外国人住民に対し、母語等により、生活全般にわたる総合窓口・相談・調整機能や市役所での通訳並びに府内文書の翻訳を行います。」 担当課 人権・多様性社会課という形で入れさせていただき、以降、順に番号を繰り下げさせていただければと考えているところでございます。

以上で、事務局の方からの提案とさせていただきます。よろしくお願いします。

会長:はい。ありがとうございました。

先ほど男女共同参画プラン中間案について、事務局の方からご説明をいただきました。

前年度から審議委員をされている皆様は何となくわかってみえるのかなと思いますけども、今回初めて委員になられて参加をいただいている方、なかなか言葉は知ってても、何となく文言とかワードですよね、普段あまり使われない言葉等々あるので、ちょっと理解しにくい部分もあるかと思いますが、ご説明いただいた中で何か、ご質問、わからない点とかありましたら、ぜひぜひご意見等いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員:よろしいですか。

内容の問題ではないですが、48 ページ。

一番下、DVの関係で、相談した市民の割合というのが書いてあって、17.2%と。どういうのが何件あってというこの数字の根拠が、どっかに書いてあるかわかりませんけれども、自分が探し難かったので、ちょっとそれを教えていただけるとありがたいなと思うんですけれども。事前に質問してなくて申し訳ございません。

事務局:こちらの方ですね、説明の方がちょっと足りずに申し訳ございません。

こちらにつきましては、松阪市の経営企画課というところが、毎年、市民の方 3,000 人に市民意識調査というアンケートをさせていただいております。

男女共同参画プランを策定ということもありましたので、昨年につきましては、市民意識調査の中に男女共同参画に関する質問を増やしていただいたところでございます。

この質問の中で、どこに相談をされたかを聞かせていただき、法務局、地方法務局、人権擁護委員、公的機関など、そういうところに相談されたという方の割合を書かせていただいていると

いうところでございます。

友人や知人、家族や親せきに相談したという方がどうしても高くなりますが、こういった問題につきましては、公的機関できちんとした手続きも必要だということで、この数字を掲載させていただいたところでございます。

委員：公的な部分だけで、知人とかに相談した件数は入ってないということですか。

事務局：そうですね、相談してないというわけではなく。

委員：その件数を教えていただきたいんですけど。

事務局：すみません、統計情報ですもので、この場で何人回答されて、っていうのは。

委員：何件あるのかなと思って。

相談できない状況があるのなら、何とか対策を考えていかんと、17.2%しか相談にのっていただけないっていうか、悩みを打ち明けられないのだったら、ちょっと問題ではないのかなというふうに思ったもんですから。数字が少なかったらね、ちょっとそこはいろいろあるんでしょうから。また教えていただければありがたい。

事務局：ありがとうございます。

会長：なかなか拾えてない、何ていうかなそういうのもあると思うんですね、やっぱし。

そういう方が見えて、拾えてない部分とか多いですよね。

委員：あともう1点、47ページの市職員の女性管理職比率ですね、別の表に何人って載っていたので構わないのですが。もともとの職員の割合、男性女性ではどんな割合なのかなというのを教えていただけだと。もともと女性が少ないと思いますが。

会長：大分、増えてきたと思いますよ。役所の職員の男女比率、どうですか、。

事務局：すいません、ちょっと今。

会長：良いご質問いただいてありがとうございます。

だってねえ、総枠知らないのに何かね、そこだけ言っていてもわかんない。

委員：女性が少ないんやったら上がらへんのとちやうかなって思ったりもするんですけど。

それはどうなのかなっていう単純な思いだけです。最近では女性の方も多かったけど、年齢の高いところが少ないのかなとか、ちょっとその辺はどうなんかなど。

だから総枠、教えていただくとありがたいなと思っただけで。

事務局：そうですね、ちょっとそこの数字については、あまり男女比にここまで大きなものがないというところで、今まで、ここについての目標値は現状のままきており、特にその部分については調べておりませんでしたので、また改めて。

委員：変わってきたので、管理職比率が上がってきたのかどうなのかとか、あともうひとつ。

保育士、保育園ですかね。保育園の園長さんというのは管理職に入るんですかね。

事務局：入りますね、はい。

委員：結構そら辺は女性の方が多いかなと思ったりするんで、また、本庁と出先の違いとか、そういう部分も差が出てくるのではないのかなというふうに思っていますので、どら辺が低いかなっていうのがわかった上でこうやっていくっていうのも1つの大事な部分かなと。結構、上がってきたので、そういう具体性がないとですね、なかなか今後難しいのではないかなどいうふうに思いますので、またよろしくお願ひ申し上げておきたいなというふうに。

また、わかり次第教えていただければ結構ですので。

会長：ありがとうございます。なかなか本当に素晴らしいご指摘いただきましてですね、職員の数もそうですし、先ほどおっしゃっていただいた幼稚園とか保育園にはやっぱし女性の方が管理職は多いかと思うんですけど。

委員：ちなみに、施策の取組・実績の7ページには女性職員の管理職の数が載っておりますので、女性管理職として部長級の人数はわかるんで、はい。当然ながら、男性の割合わかってますんで、わかったらなと思うんですが。

会長：今、女性の環境生活部長としてなられているんですけど、今までなかつたんで、すごく画期的なことだなあと喜んでおります。そういう意味で、ぜひぜひ部長に頑張っていただいて底上げしていただきますようにお願ひいたします。

ほか、いかがでしょうか。説明を聞いてるだけでは何かピンとこないとか。

なかなかね、そこまで頭が及ばないところがあるんですけども。

事前にご質問をいただいていた中で、一応、事務局から回答させていただいておりますけれども、いかがでしょうか。

委員：だから、説明があったようにしていただくということですね。

会長：はい。

委員：これは法律、法令が取り決め書ではありませんけれども、うちとしては上のように使うという部分については、皆さん決めていただいたと。

LGBTQ+(プラス)の+ (プラス)はもっと上の方にあってね。

事務局：事前のご質問に対して回答させていただいた内容についてなんですが、文章の中でGBTQとなってるところについては、LGBTQ+(プラス)という表記に変えさせていただく方向で考えさせていただいておるんですが、LGBT理解増進法という法令の言葉については通称名とではありますが、そこだけは Q+(プラス)を入れずにというふうに考えてさせていただいた表記となっております。

委員：1年前の、この会議で多分決まったと思うんですね。そのプラスなんですけど、上の方に表記してあると思うんですが、はい。

事務局：表記する位置がですね。

委員：Queer(クイア)ね。

事務局：また、その修正にもなってくるんですが、101 ページに用語説明をさせていただいております。その「Q」の関係について、一応、フレンテみえのほうにも確認させていただいたこともあるんですが、「Q」については Questioning(クエスチョニング)、あと Queer(クイア)というような言葉の説明も入れさせていただいておるところです。

この辺り、もし修正が必要ありましたら、またご意見いただければと思います。

また、+(プラス)は、ちょっとそこまで考えてなかったというのもありますので、追記がいるようでしたら、こちらもご意見いただければと思います。

会長：なかなか時代が進むにつれてね、どんどん用語が増えてきたりプラスアルファしてくるので、ついていけない部分というのがあるかと思うんですけどもね、今回、審議委員になられた方々ね、LGBT知ってるとか知ってるけどとか。よろしいでしょうか。

委員:ありがとうございます。大丈夫です。

会長:ありがとうございます。では、ほかにご意見等々ございませんか。よろしいですか。

それでは、本日の協議に基づきまして、改めて事務局の方で調整をお願いしたいと思いますの
でよろしくお願ひいたします。

事務局:すいません、こちらの方ですね、来年度に向けての計画となりますので、今回の提案いた
だいた部分についての説明会等を含めて、次の段階、私ども内部の議会等につきまして、あと
パブリックコメントを求めるということも出てまいりますので、その辺りにつきまして今回の内容
のもとに進めさせていただければと思うのですがよろしいでしょうか。

会長:はい。是非ともよろしくお願ひいたします。

事務局:ありがとうございます。

会長:それでは次に参らせていただきたいと思います。

事項書 3 議事(3)令和 6 年度松阪市男女共同参画プラン施策の取り組みについて、事務局から
ご説明よろしくお願ひいたします。

事務局:失礼いたします。

令和 6 年度に各担当課が実施をいたしました施策に関しましては、事前に送付をさせていただ
きました。最初に言わせていただいたA4 の横版、27 ページあるものでございます。

こちらに、各担当課の取組・実績を記載させていただいております。

本日お配りをさせていただきました資料 3 は、このA4 横版、取組・実績に対してご質問をいた
だいておりました件についてまとめさせていただいておりますのでご覧ください。

まず 1 つ目の質問をいただいておりましたが、取組・実績の 5 ページでございます。

市の審議会等への女性委員の登用の推進で、松阪市の登用率は 33% 前後となっていますが、
今後の取り組みに引き続きと回答されているのはどういった対策を行う予定かといったご質問
をいただいております。

資料 3 で挙げさせていただいている限りでは、国では 42.0%、また、三重県におきまして
は 32.9% で、松阪市が 32.8% という数字が出されておるわけですが、毎年、女性委員
の登用状況ということで審議会でもお示しをさせていただいているが、組織の代表となっ
てくると、実際、委員名簿を見ても男性の方が多いということで、なかなか登用率が、本当に
32.8、33.0 を前後しているというので、大体、毎年その報告となってしまっているのが現状で
ございます。

女性委員の選出をということで、審議会等の委員への男女共同参画推進要綱を定めまして、
事前協議をお願いしております。その際には、団体の長に限るなどの慣行を再検討し、女性の
選出をということで、人権・多様性社会課の方から依頼させていただいているんですけれども、現状として報告が上がってくるのは、やはりこの数字になってしまっておりますので、引き続
き登用率の向上に努めたいと思っております。

事務局:ちなみになんですが、そこに記載のあります審議会の委員の男女共同参画推進要綱は、
プランの 55 ページに記載をさせていただいております。

この中で、女性委員の登用について全序的にお願いをしているというところでございます。

会長：ありがとうございます。

住民協議会から委員として出てきていただいておりますが、役員とかあがつていただいている方はいかがですか。

委員：住民自治協議会連合会では、会長、副会長、三役は、男性ばかりです。全部男性です。

会長：全部男性。

委員：はい。今のところね。

会長：そうすると、なかなか住民協議会では女性はなかなか。ああ、そうですか。

委員：いろいろ部会とか専門委員会、その辺りでは女性の方も活躍いただいているんですがね。

役員に限ったら男性が。

会長：確かに、私どもの自治会ですと、役員名として表記されてるのは男性、世帯主のお名前が出てきたりするんですけど、実質、運営に関わっていただくとか、会長としてですね、意外とパートナーの女性の方が出ていただくことが多くて、そういうのってどうなんですかねみたいなところがあったりするんですけど、いかがですかね。

委員：僕、ちょっといいですか。提案したかったことがあるんですけどね。

この参画プランの中身じゃないんですけど、やっぱり我々、今検討しているねらいは何かというと、参画ですよね。参加じゃないわけですね。中身を一生懸命考えることと、具体的にそういうものを進めていくというのが参画という意味だと思うんですよね。そういう実態がどうなっているのかね。いいですか、長くなつて。行政関係は問題ない、行政とか学校ね、そういう意識が皆さんものすごく高いし、環境がいい。けれども、一番課題があるのが、企業と社会じゃないかなあと。その実態を調べていく必要があるんとちやうかなあと思っておりまして、その辺を今日一番提案したいなと思ってきました。

で、もし、情報提供が可能であれば、私、365日 24 時間暇なんで、どこか指定された場所に行ってデータを見せてもらい、それを 1 回整理させてもらって男女比率とか、ジェンダーの関係なんかも実態を調べて、あからさまにして、それでもって本当に進んでいるのか、そうでないのかを汲み上げていく必要があろうかなと思いますんでね。

例えば僕から質問です、クイズです。厚労省が発表している健康寿命ってご存じですね。三重県の男性の健康寿命は72、3歳なんです。ところが県が発表している健康寿命は 78歳ぐらい。寿命的には80歳ぐらいなんです。なんでそれが違うと思いますか。それが今、国の実態んですよ、健康寿命ということで。知ってる方。

あのね、国はアンケート調査でやっているんです、本当に。

三重県は、介護保険を使っているかどうか、使い始めた年代がどうかという実態で出してきてる。だから国が発表している内容から言うたら、もう僕は寝たきりにならなきやならない。そうじゃなくてピンピン生きている。

その辺を時々は実態を。アンケートで人を集められない時にはできるだけ実態を調べる。それをあからさまにして、目標にするかどうかは別としても、参考データとして、進んでいるかどうかを調べるのを、入れてもいいんじゃないかなと思って、それを言いたくて今日。以上です。長くなりました。

会長：ありがとうございます。事務局どうですか。

事務局でしてくださいというのではなく、もしデータを見せていただけるなら、自分で足運んで調査させていただくということで、どうなんですかね。

事務局：ちょっと答えられないです。お話しいただいたデータが思いつかないというのが。

委員：住民協議会とか青年会議所、そういうところで、一時的に見てもいいよってことであれば、はい。暇なんで、それやったら、認知症になるのが半年ぐらい遅れると思うので。

会長：ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおり、今は、表記されたものよりなんちゅうか、実態との乖離っていうのがあるのではないかというふうに思います。

私たちはどうしても数字だけを追ってね、それでこうなんか世の中こうなんやなっていう感じで考えてしまうところがあるんですけども、やっぱり実態と表記の部分があまり乖離しない程度のものが欲しいなあというふうにしていただければなと思います。

いかがですか、他、何か、はい。よろしくお願ひします。

委員：資料 3 番の質問に対しての答えになるんですけども、前回の審議会の資料でも何か気になつてはいたんですが、プランの 20 ページ、これは過去のグラフですよね。先ほど事務局の説明にありましたように、ここ 5 年ぐらい 32% 前後で、その前はもう少し高い時期もあって 33%、もうちょっと高いときは 35% ぐらい。ここ 10 年間ぐらい見ると 35% から 32% に下がったということで、横ばいというかやや下がっているのかなということで。

このプランの 55 ページ、男女共同参画推進要綱では令和 12 年度までに 35% を目標としていますよね。ということは、5 年後は 35% まで上げるということなんですけれども、ここ 5 年ぐらいもうずっとこの横ばいぐらいでいて、本当にこの残り 5 年でここまで上がっていけるのかなあなんて、前回のときも少し疑問には思ってたんですけれども。

資料 3、事務局の回答を見ますと、やっぱり要因としては、慣習的なものがあるみたいなことが書いてあります…。

会長：団体の長に限るとか、そういうところで男の方しか入っていかないということ。

委員：規則、決まりではなく、慣行なんですかねこれって。資料では「団体の長に限るなど慣行を再検討し」と書いてあるんですけど、結構慣行で縛られている部分が多いんですか。

事務局：そうですね、出していただくところについて、出し方っていうのもあるんですが、審議会をさせていただくときに会長に限るというようなところも出てきておると。そうすると会長そのものが男性になっているとか。

出てくる組織なんかによって公務員、今回入れていただいておりますように、こちらですね、委員の関係が出てくる内容によって、その方々が、公務員の男性で警察署長であったりという組織もありますので、男女の部分についてどうしても男性が増えている審議会というのもあるというところでございます。

ここにもありますように、委員の方に柔軟な対応をお願いはさせていただいておるんですが、やはりその審議の内容によりまして、もう会長の集まりでないと組織が運営できないようなもの、防災のような関係とか警察署長とかもう消防署長が集まって、市長が集まってこないと出でこないというところが、人数高くなったりするところもありますので、なかなか難しい部分であります、委員の出し方について各審議会の中でご検討をお願いしておるというところでございま

す。

会長：ご回答でございますが、いかがですか。

委員：今の事務局のお話で、慣行っていうことで。決まりじゃなくて慣行ってのは慣習的な意味合いが強いのかなと思ったので、もしそういうので、変えられるものであれば変えればいいのかなと思うんですよ。それはでも、それぞれの審議会なんですよね。男女共同参画の担当課が、どうこうできる話じゃないんですね、なかなか致し方ない問題なのかなんて思ってですね。ただ、グラフを見てますとね、なかなかうまく進まない部分があるんで、次、新たな5年計画ということであれば、もう少し何か違うところをやっていかないと多分このまま同じ横ばいになる恐れがあるなあと思います。

会長：大いに恐れありますね。

希望的観測としてはね、12年度に35%というふうにしていただいているんですけども。前も審議会登用状況一覧を見ていたいたときに、その中で問題になったのが、女性委員が全く入っていないねっていう中で、職業的にもそこの分野には女性が入っていない建築関係とかというのがやっぱり結構比率的にも少なくて、どうしても長になる人が男の方になってたりとか、そういう部分って確かにあったかなというふうに思うんですけども、なかなかどうですかね。今まで、特にこの職業って、これは女の人の職業これは男の人の職業っていうのをちょっと分けられてたどこがあったじゃないですか。

保母さんでも看護婦さんでもそうですけど、女の方が多かったと思うんですけど、近頃はね、看護師っていう名称に変わって男の方も増えてきてますし、保育士さんの中でも増えてきているんで、時代でやっぱりどんどん変えていただくっていうのはやっぱし、皆さんのお声を出していただいて、そういう世の中変えていただければなと思います。特に行政の方からまたそういう形で、推し進めさせていただけたといいですね。

委員：ワーク・ライフ・バランスということで、さらに言われるようになってきましたけどね。

その辺、やはり女性の方はどうしても子育てという大きなものを背負っているように見えるし、そうなっているのも事実なんですね。そういうような関係もあって、時間がやっぱり自由に使いにくいですね。

女性の方が外へ出て、いろいろなものを活用する機会が増えて、もっと充実できたら、ワーク・ライフ・バランスももう少しパーセンテージがでてくるんじゃないでしょうかね。もちろん慣行もありますけれども、その辺のワーク・ライフ・バランスを推進すべきじゃないでしょうか。

会長：ありがとうございます。連合三重の方はどうですか、そういう女性の。

委員：組合も難しくて、役員の20%もいかんかなというのが現実です。男性組合員の方が多い組合さんも多いので。

会長：そういう比率が先にありますからね。

委員：できるだけ参画を呼びかけておりますけども、現実問題なかなか難しいところもある。

もともと男性の職員さんが多いと、やっぱりどうしても男性になってしまう可能性がある。女性が多い職場になったら女性がっていう。

そこをどうしていくかっていうのはなかなか連合としては大事なところですけれども、企業さんの都合もあるかなと思いますので、推進していくことが大事かなということですね。

会長：本当に一足飛びにねどうこうなるわけではないので。

委員：目標をもってやってくことは大事だと思うんですけど、どの手段を持ってというのは、もともと会長が 80%以上男性やつたら、どんだけで言うたって 35%になるわけないので、そこを本当に調べてみるつちゅうのもあるんかな。

会長：ありがとうございます。

委員：役職だけに縛らずに、呼ぶっていうのも考えてかんと。

事務局：審議会の委員というのは、全員が女性であったらしいというわけではありません。プランの 50 ページと 51 ページの方に松阪市の男女共同参画を進める条例というのを載せさせていただき、この審議会のことにも記載させていただいております。第 12 条第 5 項になります。この審議会についても、両方の性の方について、40%以上という形で、設定をさせていただいているということです。

男女共同参画の審議会をされると、どうしても、反対に、女性の問題ということで女性委員の方が多くなるという傾向が見られるというところがあります。

ただもちろんこういう問題になってくると、反対に男性の方も入って参画して考えていただく必要があるということが出来きますので、必ずしも男性ばかり女性ばかりというふうな考え方をしておりませんので、目標値は最終的には 50%にはなるんですが、そういう意味合いでこの数字も考えさせていただいたということだけちょっとご説明させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

会長：ありがとうございました。よろしいですか、はい。

いろんな意味でちょっと前段長くなっちゃったんで本題っていうか、本日の評価っていうことに進めさせていただきたいと思います。事務局の方からご説明よろしくお願ひいたします。

事務局：すみません、資料 3、裏にもうひとつ質問がありますので、そちらの方についてご説明をさせていただければと思います。

防災に関する質問も出ておりましたので、ご回答させていただければと思います。

取組・実績の、16 ページに防災対策課の掲載をさせていただいております。こちら、女性からの視点とはどのようなものか、防災講座について他の取り組みとは、あと備蓄品のことについてのご質問もいただいておりますので、回答を書かせていただいております。

防災計画については、スフィア基準、これは一応防災対策課の方から説明をいただいて、人権の方から回答させていただいているものなんですが、「スフィア基準」政府の方が言つておるその基準に基づいて、避難所運営マニュアルを設けており、避難所運営委員会を設置する際は、委員長 1 名、副委員長 2 名を配置する中で、1 名以上を女性から選出すると定めておるというところです。また災害の出でる中で、要配慮者の関係等も含めて、女性の委員に関わっていたかないと運営は成り立たないということも十分把握しており、その部分についても、女性の方々に入っていただくことでマニュアルを作成させていただいているという次第です。

スフィア基準につきましては、この説明の下の方に書かせていただいております。

次に、防災講座の他にということについてですが、地域の防災講座は、松阪防災の日である 10 月の第 4 日曜日を中心に防災訓練等をさせていただいているところでございます。

この辺りも含めて、「女性でないと」というところもありますので、その部分をさせていただいて

おるというところでございます。

また、この大人向けということだけではなくて小中学生をもとに、防災学習ということで学校を回らせていただいて、未来の防災を担う子どもたちへの教育というものを進めさせていただいておるというふうに聞いております。

他に、備蓄品についての関係ですが、この辺り、地震も起こっておる中で課題というのも出てきておるということもありまして、現在、生理用品及びプライバシー確保のためのプライベートルームというものについての配備に充実を図っておるというふうに聞いておりますので、一応こちらの防災対策課に代わりまして、ご説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

会長：引き続いてどうぞ。

事務局：失礼いたします。事前にご質問をいただきましたことが、以上となって参ります。

ここからは、本日お配りした1枚ものの令和6年度松阪市男女共同参画評価検証抽出施策一覧に基づきまして進めさせていただきます。

こちらに6つの施策を載せてございます。それについてのご審議と評価という形でお願いさせていただきたいと思います。

評価の基準は、下段に書いてございますABCという形で、ご評価をいただきたいと思います。これにつきましては事前に送らせていただきました、このA4横版の27枚綴り施策取組・実績と、この施策の抽出一覧とが並行してございますので、こちらを見比べて、ABCの評価をいただきますようにお願ひいたします。

会長：はい、ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので順にご審議と評価のほどよろしくお願ひいたします。

初めに、I.男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進（1）市民の理解を深めるための広報啓発の充実について、取組実績は、1ページに記載がございます。

施策に対して評価できるところ、またこういったところはどうかという視点でご意見、ご質問等をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員：はい。充実した、ある程度充実した、あまり充実しなかったとに分かれているんですけども、この充実したというのが、目標の8割から9割以上だったというのか、そこなんですよね。

最終的な目標に対して評価を書くのか、1年間の活動に対して評価するのか、それはどちらなんですか。

会長：お願ひいたします。

事務局：この部分につきましては、令和6年度の各担当が取り組みとして挙げていたことに対して実績を記載しておりますので、実績で評価することでお願いをしたいと思います。

委員：ということですね。そして1年間のこちらの評価をしてくださいということですね。

はい、わかりました。

会長：ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは評価ということで、I.(1)に関する評価をいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

Aが充実した、Bがある程度充実した、Cがあまり充実しなかったというところでございます。

見ていただいて評価をお願いしたいと思います。ご発言をお願いいたします。

委員：一覧の評価のところに、AとかBが書いてあるんですが、これは担当課が自分達の施策を評価したということでよろしいですか。

例えば、広報広聴課の評価はBになっていますが、目標に対して 60%から 80%ぐらいしかできていないからBとしたという、そういう意味合いですかこれは。

事務局：そうでございます。

この縦のマスの真ん中にあります、令和 6 年度の取組内容として各課の方から年度当初にご提出をいただいております。で、そのまた右の列の令和 6 年度の実績という形で、年度が変わった令和 7 年度すぐの段階で、各課に取組内容に対してどうでしたかということで、実績、評価、反省点等含めて今後の取り組みという形で、最初と最後に分けて、最初の目標を聞いた上で、1 年間どうだったかっていうことを、各課が挙げた内容に対して見直していただいているということになっております。

会長：取組内容についてのちょっとうんっ？ ていうのがありますけども、それに関して担当の評価を見て、皆さんで決めていただきたいと思いますが、いかがですか。

委員：フォーラムとかセミナーとかいろいろしていただいているんですが、人数は書いてあるんですけど、市の目標として何人ぐらいを目標にしていたのかっていうのは。

さ・し・す・せセミナーでも 10 人とか、映画会はすごく人数が多いんですけども、10 人ぐらいの集まりでセミナーをやって講師の方に失礼ではないか。いろいろ見させてもらって、今までセミナーなんかやってもらっていますけど。その辺の市の目標の人数を設定しているのかいないのか。何人来てもらうかわからない状況ですよね、開けてみたら10人みたいな。

会長：基本的に取組内容そのものを良しとするのか、っていう部分ってありませんか。

見直したらどうなんですかっていうのもあるかと思うし、でもなんか、取組内容、一応これだけ羅列してあります。それしました、だから全部したからいいよねっていうのとは本来ちょっと違うのかな。だからそのところが何ともどうかなと思いますが。審議会委員の中でもフォーラムとか、さ・し・す・せセミナーとかいろいろ携わっていただいていたと思いますがいかがでしょうか。

委員：私の頃は、集まって、割りと活発に話をしていたなあと思って。今はわからないですけどね。

委員：昨日も、さ・し・す・せセミナーありましたよね。

事務局：参加者は 10 名っていう形でした。

会長：それは全くなんていうか、関係者ではなく一般の方？ ありがたいですねそういうのは。

事務局：やはりテーマといいますか、先ほど委員からおっしゃっていました、映画とかはとてもたくさんご参加をいただきます。

ただ、我々としましては目標に挙げておりますように、DVに関することや、家庭生活においても男女が参画して行いましょうよということで、そういう違ったテーマも、やはり提案して啓発を進めていこうという中で、昨日はDVの関係で講師をお呼びしてセミナーを開催いたしました。けれども、なかなか、やはりテーマによって参加をいただけるっていう、皆さんの気に留めていただけるようなテーマを、毎回探すというのが、本当に課題ではあるかなというのはいつも思っていることではあります。

やはり参加者は当日になってみないとわからない。ですので、参加の目標となってきたと、それに見合った会場を設定はしておりますので、本来であれば、会場を埋められるように努めて

いきたいなと思って開催しております。

会長：フォーラムとかさ・し・す・せセミナーとか、ひまわりもそうなんだけど、何十年としていただいているよね。見直しとか何かそういうのを考えたことはないですか。

予算を取るなら取るでいいんですけど、取っていただいた方がありがたいし、でもなんか、事業内容の見直しというか、もうちょっとこういうのにしたらとかといった考えはないですか。

新しい委員の方、さ・し・す・せセミナーとか松阪フォーラムとか、ご存じでしたか。

委員：書類とかはいただいているんですけど、やはり仕事の関係上で行けないことがありますので、こういうのは本局でもいただくんんですけど。

会長：ご存じなんですね。「ひまわり」は読んでいただいているですか？

事務局：年に1度発行させていただき、回覧という形でお願いさせていただいております。

委員：そうですか、ちょっとごめんなさいね。

会長：ほかに新しい委員の方で、お目にされたことがある、ない。

委員：見たことはあります。参加したことはありません。

委員：会長すみません。さ・し・す・せセミナーじゃないんですけど、私、市役所であったパネル展を拝見したんですけど、こんだけっていう感じだったんです。

本当にもう既存のやつがペンペンと貼ってあって、パネル展どこにあるのかなっていう。

会長：パネル展っていう名前だけパネル展というほどのものではなかった。

委員：うんかった。例えば手書きで何か書いてあるとか、たくさん貼ってあんのかなと思ったらそれぐらいの黒板に貼ってある感じ。

会長：だからそれだけではこう訴えるものはなかった。

委員：うんなんかこう、胸に刺さるものがなかった。せっかく市役所パネル展って出ていたので見に行こうと思って行ったらそういう感じで、残念でした。

会長：ちょっとそれは残念ね。ほかの委員で、いかがですか。

委員：昨日、さ・し・す・せセミナーに参加させてもらったんですが、僕はとても勉強になりました。自分の生き方と重ねてみやなあかんなと思ったりしてて、また、今ちょっと1人、関わっている人でそういう人がいるもんですから、参考資料を一部余分にもらって帰ったぐらいなんです。

会長：そういうご意見いただくと、やってよかったです。なんかそういうのをちょっと集めて欲しいな。でないとほら、実績がどうなの。数字だけ見ていると、よく予算もらえるなと思うたりして。

委員：「情報紙ひまわり」なんですけど、前回だったか、ね、全然関係のない、何でこんなテーマになるのかっていう。

会長：すごく昔の内容になってましたね。

委員：すごい昔の内容。制作スタッフの中に教え子がいて、「今回、無茶苦茶大昔のことを書いとったなあって。」って言ったら、「じゃあ僕、来年から辞めさせてもらいます。」って言われてしまったんですけど、中身がすごい。あんまり。

会長：「ひまわり」の制作にあたって、行政的に関わることは全くないのですか。

事務局：「ひまわり」は、市民の方々に制作スタッフとして入っていただき作成させていただいておるというところです。おっしゃられているのは自分がちょっと不在の、まだ務めていないところであります。今年度の分につきましてもスタッフの方、何回も集まっていただいて、男女共同

参画を含めてしっかりと議論の方していただいているというふうに認識をしておりますので、ちょっと前回のものがどんなものなのかわからないですが、スタッフのご意見等について進めさせていただいているというところではございます。

会長：いつ発行になりますか。

事務局：一応、2月を考えております。

会長：2月、フォーラムのあるときですね。委員の皆さん、ぜひ、「ひまわり」回覧で回ってきますので読んでいただきたいなと思います。一読していただいて。

とりあえず、内容はともかく、ちょっと評価の時間がすみません、いかがでしょうか。決めていただきたいと思いますが、はい、どうぞ。

いかがですか、ここで一声。一声誰かが挙げていただかないと。これはもうAやないかとか、Bやないかで、もうその一声いただきたいんですけど、どうですか。

委員：A。

会長：じゃあ、Aということで、よろしくお願ひします。よろしいですか、反論なし。微妙に何か沈んでますけど。よろしくお願ひします。

委員：ますます頑張っていただきたい。

会長：ますます、内容も含めて、期待を込めてAで。はい、では、次いきます。

続いて、今度Ⅱ.ですよね。

Ⅱ.政策方針決定の過程における男女共同参画の推進、(1)市の審議会等への女性委員登用の推進というところでございます、いかがでしょうか。取組実績は5ページになります。

ここは評価がBになっています。何回かこの部分に関してはご意見をいただいています。いかがですか。

委員：提案、B。なぜかというと、Ⅱ.では9項目あって、その内うち4項目がBなので。

会長：はい了解。了解いたしました。Bいうご提案いただきました。いかがでしょうか。

委員：数字が下がっているんですよね、審議会等における女性委員登用率、32.9から32.8。グラフでは下がったのに、充実したって。いや、もうその辺、理解が。

会長：いやいや、誰しも、うーんっていうところでございますが。

委員：これ1年間の総括ってことですよね。

評価区分Aが「充実した」、Bが「ある程度充実した」って、どっちかっていうと2つ「充実した」じゃないですか。で、あと1つCが「充実しなかった」なんですね。

「どちらか」といった真ん中がないんですよね。「変化なし」とか何か中間がないんで、強いて言うと、「あまり進展なし」とかそういう感じになるんじゃないかな。

会長：事務局、評価の基準についてご意見が出ました。次回はまた考えてください。

もうちょっと違う言い方がありますやろうというご意見いただいている。

委員：ABCだったらね、「できた」・「普通」・「できない」っていうのが3択だと思うんですけど、これ「できた」・「できた」・「できない」じゃないですか。

会長：選びようがない。

委員：それだったら、「充実した」・「ある程度充実した」・「やや充実しなかった」・「あまり充実しなかった」で、その方がずっとバランスがいいんじゃないですかみたいな。

評価区分、今年からですか、去年やりましたか。

会長：前もちろちろ變えていますよね。

3段階だけじゃなかったような気がする、4段階のときもあったような気がする。

事務局：多分、私が配属になる前に、審議会で協議の上決めていたということで聞いておりますので、評価区分についてご一任いただけたようありましたら、見直しの方、かけていくということで。

会長：ですよね。どんどん時代も進んで、どんどん考えも進みますので。過去に逆行することなく。

委員：現実問題、この評価って何に繋がるんですか。

事務局：プランを作るという意味からも、もともと施策について私どもの取り組みが必要となってまいります。その検証をしない限りプランの見直しもできませんので、このような評価をお願いさせていただいているということです。

当然、この評価が低いところについては、各課の方にも回させていただき議論していただくところまでいきますが、次年度については、当然この部分の評価ということで、市民の方からもいただいておるということで、次年度以降の業務の取り組みに考えていく必要があるんだなというふうには思います。ただ、これですぐに何かができるというものではありません。

会長：BかCか、どうでしょう。

委員：Cとは言ってませんに、数字が下がっているので、それをどうみたらいいかなってことを言わせてもらっただけで、Cとは言っていません。申し訳ないですけど。

会長：だから、その中をとつてどうですかっていう。

委員：Bマイナスで。

会長：マイナスありませんの、いかがですか。ほかの委員の皆さん、どう思いますか。

委員：Bでよろしい。

会長：B、この賛成者数が多いということで、多数決、Bでお願いいたします。

続いて、III.ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と推進、取組実績は8、9ページに記載がございます。いかがでしょうか。8、9ページを見ていただいて。

評価をさせていただく上で、事務局に対してこれどうなのといったご質問などがありましたらお願いいたします。

私から、すみません事務局。基本、A、A、Aと繋がっているんですけど、8ページ、市民向けウェルカム講習会、これ、初めて聞いた気がしますけど。

委員：取組実績が、基本的に「資料を配布しました」それだけになっていますよね。

要するに、施策にあるとおり配布したらいいと。

会長：ちょっと違いますやろってことでしょ。取組実績が配布だけだと、ちょっと簡単ですよね。

委員：次からは、各部署が本当にそういう内容が進んだから、ワーク・ライフ・バランスの状態が進んだと思える事例をちょっと載せて欲しいですね。

会長：配布だけじゃね、はっきり言って、汗流しましたかって言いたいですよね。

委員：事務局が汗流しただけで、担当者が汗流したのかどうかですよね。

会長：で、ウェルカム講習会。

事務局：介護の担当ではないので、不明な点もあるのですが、この事業をしていただいている中

で、今後の取り組みのところにも記載されておりますが、先ほど言われたように配るだけのものではなく、学生からの要望がなくなりつつあり、なかなか応募がないというようなところで、このDという評価になってきているのだと思います。

配るだけのものという話が出ましたが、それだと実績のところで当然あがってくると思います。ですが、応募がないとなかなかできない。さ・し・す・せセミナーの話もありましたが、参加人数を目標にしてしまうと、当然、CやDになってくるのではないかと。その辺りは難しいところがあるのかなというように考えております。

介護保険課から直接聞いたわけではありませんので、答えとして間違った可能性もありますが、これを見る限り、そのような認識をさせていただいているところでございます。

委員：例えばですね、行政とか企業でも結構ですが、育児休暇を取得したり、介護のために休職する人が、どうなっているとか、そういう数字を見ながら前年よりもどう進んでいるかっていうのが、わかりやすいひとつの数字じゃないでしょうか。なんかそういう数字に着目するのも 1 つではないでしょうか。

もちろん、啓発、啓蒙活動をしていただきたいといけないんですけどね。

会長：ありがとうございます。評価はいかがですか。

委員：これって評価をするときには、今言ったように、例えば育児休業がどれだけ進んだのかということで実績を評価するのか、それをやるために取り組みをやってきた、そのやったかやらないかということを評価するのか。これ、何を評価するんですか。

例えば、職員課って、男性の育児休業促進みたいなことが書いてあるんですけども、そのためにセミナーとか教育をするみたいなことなんですが、じゃあ実際どれぐらい市で男性の育児休業があったのかとかそういうことが書いてない。それって進んでいるんですか、進んでいないでしょうか。

会長：いかがでしょうか、事務局。

事務局：男性の育児休業自体は増えたるというふうに聞いてはおるんですが、数の方についての把握の方は、申し訳ございませんがしておりません。

あくまで、この施策のところ、今回の部分については事業の評価という形で考えておりましたので、取組内容で目標設定をしておる数値が低いんやったらその目標については足らないんではないか、そういう部分の評価というように認識しております。申し訳ないですが、数字を全部拾っているわけではありませんので、今回の評価という意味合いでは、そういうふうに考えて作らせていただいているというところでございます。

会長：やっぱりなんていうか、こういう書き方というか評価の仕方、先ほど言われましたけれども、表面上っていうか、数字とかね。「こんな配付しました。A です。」って、なんかちょっとなかなか評価も難しい部分って出てきますね。

と言しながらも、はい。ABCどうですか。評価。どう思われますか。

委員：知りたいのは、男性の育児休暇の取得率とか、そういうふうなのがすごく向上しているのが欲しいんですけど、大体それって把握してみえるんですよね。

事務局：職員課の方では。申し訳ないですが、今、うちの課で持っているわけではありません。

会長：増えていることは確かだよね。

事務局：はい。

会長：環境的に。

事務局：その言葉は職員課からも聞いておりますが、細かい数字までは聞かせてもらっています。

会長：何でもそうですが、これから国が推進してくるというか推してくるもの、大体、役所なんかは一番それを受け入れやすい環境にありますよね。

それを見本に、民間も広めていただくっていうのが1つの役所の役目もあるかと思うので。

とりあえずは、役所が頑張って、そういう環境を整えてもらえるっていうのが一番ありがたい部分ですよね。

で、評価はいかがでしょうか、A、B、C。

委員：難しいですね。

会長：なんか、深く考えるとますますいろんなことがね。

委員：わかっていない中で評価ってね。

会長：申し訳ない。評価していただきなきやいけないんです。

委員：Bと思います。

会長：はい。Bでよいのではないかということでございますので、Bでよろしいですか。

はいOK。Bでお願いいたします。

続きまして、IV.ですね。身近なくらしの場における男女共同参画の推進（2）学校等における男女共同参画の推進について、取組実績は14ページです。よろしくお願ひいたします。

委員：Aです。

会長：早々、Aと出てきました、根拠は。

委員：ここに書いてあることは、こんなんに出た、こんなんに出たということで、ちょっとそれは不満やなと思うんです。

会長：Aですけど、それはちょっと不満だということです。事務局。

学校も、そういう意味で一番推進していきやすい環境ですよね。

ありがとうございました。IV.は A で、よろしくお願ひいたします。

続きましてV.ですね。生涯を通じた心身の健康と生活支援というところでございます。（2）心の健康支援について、取組実績は18、19 ページです。お願ひいたします。

取組内容、何か難しい重かったりしますが、内容も充実されていますね。

委員：いろいろ取り組まれているので、いいんじゃないですか。

会長：ですね。私もなんかここなかなか充実していて、今までこう見ていて中身も深いですしね。

皆さん、A でよろしいでしょうか。

委員：はい。

会長：それでは A でお願いいたします。

委員：ちょっとすみません事務局。これまだ「自殺」という言葉を使っているのは、これでいいですか。

事務局：すみません。松阪市の方では今、「自殺」を「自死」に直させていただいておるんですが、ちょっと抜けているのか、あと男女共同参画の昔の言葉のところで残ってるものもあるかもしれません

ません。

「自殺」という言葉 자체を国は使っておるんですが、「殺」という言葉が入っており、現在、松阪市の方では自殺対策の進め方について、亡くなられた方への配慮が必要ということで、自死対策の策定の方で、「自死対策」という表現を使うようにさせていただいてます。

こちらの方については、気が付き次第、直していくたいと思いますのでよろしくお願ひします。

会長：ありがとうございます。それでは、V.は A ということでよろしいでしょうか。

では最後、VI. 男女共同参画を阻害する、阻害っていうのを変えるという話がありましたけども、暴力等への取組み、(1)ドメスティック・バイオレンス対策の推進につきまして、取組実績は 23 ページをご覧ください。

何かご意見、施策、思うところありましたら、ご質問よろしくお願ひいたします。

委員：デートDVもきちんと書いてもらっているし。

会長：この間、さ・し・す・せセミナーに行かれたと言われましたが、初めてですか。

委員：はい。初めてですかね、前に 1 回行ったことがありますけども、はい。

会長：先ほど、参加してよかったですと言つていただいたのですが。でもね、行かれて、人数少なかったと。そういう意味では、やっぱり、何か周知かなあ。内容はすごくいいわけだからね。

委員：DVっていうお話をありましたけど、僕は自尊感情というふうに受けとめたんですね。

ですから、この男女参画の問題にしても、なぜこれをしちゃいかんかと言うと、自尊感情が低くなりますもんね。女性はあかんのや、お前は家庭のことだけしとれって言うたら、女性の自尊感情はどんどん低くなってくるからね、根っこにやっぱり自尊感情があるから。そこを、昨日、僕、勉強させてもらったので。

会長：参加されてね、やっぱしこの何か、そういう意味でこう、そういうのを受けとめられる感性があられるのかなと思いますけど、ありがたいですね。他はいかがですか。

DV多いんですけど、高齢者のも入っていますからね。内容的にも、いかがですか。

委員：ずっと男女共同参画に関わっていて、ずっとテーマが変わらないのがこの問題です。

松阪市だけじゃなくて、この前デート DV の話を聞きに行きましたけど、愛情問題とDVの問題が、何か、若い人たちはごっちゃにしているようなところもあるので、自分を大事に思ってくれているというような妙なところがあるので、これ非常に難しい。立ち入れない部分もあるし、難しいけど、ずっとやっていかないといかん問題で、そのセミナーをいつもしてもらっていても人数が少ないと、どこかに問題があるのかな。でも、これずっと A、A とずっと書いてもらってある。やっぱり A にして期待したい。期待を込めて。

会長：そうですよね。他の委員の皆さんいかがでしょうか。

A というご意見をいただいているますけれども。いかがですか。

委員：ちょっと話が違うんだけど。

外国から来た人たちに、DVってどんなのかっていうのをわかりやすくする必要があると思うんですよ。で、今日いただいたチラシの中に、船見さんのわかりやすい日本語講座っていうのがあるんですね。

で、大阪市が外国人住民宛に、こんなのをDVっていうんですよっていうふうなのを、本当にわかりやすく日本語で書いてある手引きを出しているんですけども。

やっぱり、そういうものも多文化共生の視点で大事なんと違うかなと思うんですけど。

会長：多文化の外国人向けていうかそういうのもありますけども、根本的に日本人そのものがDVをどこまで認知しているかというのはありますよね。

いやいや、これは愛情なんやしつけなんやって言われると、手も出せなくて、結構ね、子どもが殺されちゃったりするじゃないですか。

そこら辺のことをもうちょっと住み分けと言ったらおかしいけど、微妙なんでね人の感情なんで。そういういた線引きがなかなか難しい面があるのかと思いますけど。

どうなんですかね。

事務局：このセミナーの中でも、やっぱり暴力そのもの自体が許されるものでは絶対ないということ、そこからのスタートっていうことをお話をいただきました。

やはり、その部分についての啓発なり何なり、それを理解していただくということ自体も必要になってくるんだろうなと。中にはそのセミナーの話なんかでも、どうしてもそのこと自体が、先ほど会長言われたように、家族の中でも捉えられているということ自体が問題にもなってきますので、当然意識調査も含めた中でも、そのあたりを表に出していくことが必要になってくるのかなというふうな認識に至っております。

会長：それこそ市民意識調査をして欲しい。結構ほら、今、年配者多いじゃないですか。何て言うか、昔の年配者の頭ん中には、叩くのも愛情なんやっていうので、結構それで育ってきている高齢者が多いと思うんですけど、今はそうじゃないよっていう。

なんかそういう面であるかと思うんですけどね、どうですかね。

住民協議会などでは、男女共同参画とか、何かそういう取り組みは少ないかと思うんですけど、そういうことが話題でお話なさったりしたことはありますか。

委員：今年から入っただけなので。そういう会話は持っていないません。

会長：これまで教育現場に従事されていたということですが、学校という教育現場は男女共同参画といった部分は一番早いと思うんですけど、子どもたちにさせていく上でいかがですか。

委員：どういうことですか。もう一遍言ってください。

会長：今まで学校現場ですよね。教育現場って、子どもたちに教えていかなくちゃいけないという男女共同参画を取り入れるのが一番早いっていうか、進んでるいと思うんです。

だからはじめに、性別の問題もありましたけど、昔は名簿も男の子からに決まってたし、何でも男の子からというのが当たり前だった時代から、みんな一緒とか。席順もそうだし。

そういう環境があったかと思うんですけど、そういう方向性に向かう中で、これまでどのように取り組まれていたかなと思いました。

委員：僕もやめてかなり経ちますが、若い頃は本当に子どもたちの人権を無視するようなね、そんなような取り組みというか、言うてはあかんのですが、一人ひとりの子どもを大切にしとるつもりが、随分壊してました。

会長：でも、それって時代やと思うんです。昭和でしょ。

私の存じ上げている先生方、何名かみえるんですけど、やっぱり年配の方なので、「もうワシらの時は言うことをきかんと、引っ叩いたったとか、立つとれとか」。でも、みんな変な方向に行くんじゃないって。その分、何かやっぱり子どもに対する愛情も深かったから、だからこそ、先生と子

ども、児童の、信頼関係が生まれてきてたけど、今は違うよなあというような話はよく聞くんですけどね。

実際のところ、それがこの頃ちょっとそうもいかなくなってきたんで。

他の委員の方も、皆、そういう昭和の年代から上がってきた方ですけど。

委員：先生はそう言われたけど、それは愛情とわかっているんで、怒られてもその子の芽をつんだけことはなかったと思います。

会長：ないと思います。わかりますよ、子どもは。

委員：いいんやけど、この人はちょっと怒られると、どうのっていうのがありますねやっぱり。

会長：いろいろあると思うんですけど、VI. の評価は A ということで出てましたので、よろしいですか。

委員：はい。

会長：ありがとうございます。これで一応終了ということにさせていただきたいと思います。

それでは最後に事務局の方から何かありましたら。

事務局：事項書にその他の項目を作らせていただきましたが、報告事項等について特にございませんので、よろしくお願ひします。

あと、先ほどお話に出ました、多文化共生講演会を17日に開催させていただきますので、もしよろしかったらご参加ください。よろしくお願ひをいたします。

事務局：ご進行をいただきました久保会長並びに委員の皆様、大変長時間にわたりご協議をいただきまして、誠にありがとうございました。

今日ご質問いただきました部分につきましてはちょっとまた調べさせていただいて、ご回答できるように、ちょっと次回になってしまふかもしれませんけれども、対応をさせていただきたいと思います。これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきたいと思います。

誠にありがとうございました。

会長：ありがとうございました。事務局すいません、次回はいつごろになりそうですか。

事務局：一応、先ほども申させていただいたようにパブリックコメント等をさせていただきます。

年度内にはさせていただく予定ですが、かなり2月か3月になるとは思います。

会長：では、また2月か3月に、ぜひぜひね。

今回初めてなんです、このファイルいただいたの。せっかくいただいたこのファイルに資料を詰めていただいて、またご持参ください。

皆さんお疲れ様でした、ありがとうございました。またよろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございました。